公益社団法人　長浜市シルバー人材センター

役員報酬及び役員費用弁償規程

（目　的）

第１条 この規程は、公益社団法人長浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第１５条の規定により、役員の報酬及び役員の固有の職務にかかる費用の弁償について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、定款第１１条に定める役員をいう。

（２）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（３）費用とは、職務の遂行に伴い発生する市内交通費、旅費、手数料等をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

２　報酬の額は、別表１のとおり支給する。

３　職員として、雇用し給与を支給している役員には報酬を支給しない。

４　報酬の支給日は、センター給与規程第６条を準用する。

５　役員には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

６　報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出にあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用の支給）

第４条　センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日の月末までに支払うものとし、また前払いを要するものについては前

もって支払うものとする。

２　費用のうち市内交通費の額は、別表２のとおりとする。ただし、報酬を支給する常勤役員には支給しない。

３　役員がセンターの業務上の必要により市外へ出張する場合は、センター役員及び職員の旅費に関する規程による。

４　費用のうち手数料等は、その実際に要した額とする。

（公　表）

第５条　センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

（委　任）

第７条　この規程の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

付　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

付　則

この規程は、令和２年５月３１日から施行する。

付　則

この規程は、令和３年６月１日から施行する。

付　則

この規程は、令和８年５月２８日から施行する。

別表１（第３条関係）

第３条の額は、月額及び日額報酬とし、額は下記のとおりとする。ただし、税理士の資格を有する監事については、より専門的な監査指導をえるため、日額報酬に代え年額１００，０００円を限度として、理事会で別に定める報酬を支給することができる。

記

理事長	ア	月額１３０，０００円
理事長を除く役員	イ	日額　３，０００円
	（理事会等への会議の出席ごとの日額）	
	ウ	日額　２，０００円
	（委員会等への会議の出席ごとの日額）	

別表２（第４条関係）

第４条第２項の額は、各役員の自宅よりセンターの距離により、下記のとおりとする。

記

５キロ未満	２００円
５キロ以上～１０キロ未満	４００円
１０キロ以上～２０キロ未満	６００円
２０キロ以上～	８００円